主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和5年2月分)

◆受付件数と区分 (単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	6	5	2	4	1,628	3	1,648

- ※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。
- ◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例(令和5年2月分)
- ▶ (都民の声)事業所税の申告の仕方について教えてほしい。
 - (回答)事業所税の申告義務がある場合、法人は事業年度終了の日から2か月以内に、個人は翌年の3月15日までに23区内における主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所に申告をする必要があります(延長制度はありません)。

申告書の記載要領及び所管都税事務所は、以下のリンク先からご確認ください。

<u>申告書の記載要領</u> 所管都税事務所

▶ (都民の声) 納税証明書を郵送で申請する場合は、どこに郵送すれば良いか。

(回答)以下の宛先までお送りください。

〈郵送請求先〉

〒112-8787 文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

必要書類等、詳しくは以下の案内をご覧ください。

都税証明郵送受付センターからのお知らせ

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施

を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判

を含むもの。

苦情:施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、

補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望:施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるい

は抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。